

## 自動車部練習場使用方法に関する注意事項

1. 利用者は、許可を受けた者に限る。
2. 利用者は、許可された目的及び時間以外の使用を禁止する。
3. 練習場内での飲酒、喫煙及び火気の使用は禁止する。
4. 練習場内での飲食は、健康管理上必要となる給水を除き禁止する。
5. 練習場内へ持ち込んだ工具類、不要な物を放置してはならない。
6. 施設を損傷する行為や近隣住民に迷惑を及ぼすような行動は、厳に慎まねばならない。
7. 施設・設備品を破損したときは、速やかにスポーツ・健康科学教育研究センターまたは守衛室に届け出ること。
8. 特別警報又は暴風警報が発表された場合は、施設を使用して活動することはできない。施設使用中に発表された場合は、直ちに活動を中断すること。  
(注) 本学の特別警報及び暴風警報の場合の授業の取扱いに準ずる。
9. 雷鳴が聞こえる等、落雷発生の可能性が生じた場合、直ちに屋外での活動を中断すること。活動の再開については、安全に十分配慮すること。
10. 使用後は消灯の上必ず施錠し、鍵を守衛室に返却すること。
11. 前各号に掲げるもののほか、管理上または運営上、不適な行為はしないこと。

以上の注意事項に違反した時は、以後使用を認めない場合がある。

(平成 27 年 2 月 23 日)